



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 花村

メンタルヘルス不調者に対する国の取組は？

改正点と今後の動向

4月27日号のあおぞらレターでもご紹介したように、東京労働局では、長時間労働の抑制や過重労働が招く病気の予防を目的として監督強化を実施すると発表しました。また、大阪労働局では大企業を対象に、メンタルヘルス対策への取り組みについての調査の実施が予定されています。労働者の健康に関して、行政のより積極的に関わっていかうとする姿勢がうかがえます。今回のあおぞらレターは、長時間労働や過重労働に対する国の動向についてご案内します。

1. 労働基準法施行規則の改正 労災認定に関係

「業務上の疾病」の範囲が改正 (H22.5.7 ~)

長期間にわたる長時間の業務による脳・心臓疾患

心理的に過度の負担を与える業務による精神・行動の障害

業務上の疾病として労働基準法施行規則に明記

【従来の位置づけ】

「その他業務に起因することの明らかな疾病」の1つ

【改正後】

独立して明記

脳・心臓疾患
精神・行動の障害

因果関係が明確に！

労災認定がされやすくなる傾向に・・・

・長時間労働
・業務上の過度な
心理的負荷



2. 労働安全衛生法の改正を検討

定期健康診断時の検診項目にメンタルヘルスの追加を検討

厚生労働省内の「自殺・うつ病等予防対策プロジェクト」において、

定期健康診断時に、メンタルヘルス不調者の把握を行う方法等を検討中

従業員の心身の健康について、企業に対して責任がより求められる方向に動いている様子が伺えます。

長時間労働が招くリスクへの対応

メンタルヘルス対策

がますます重要に……

メンタルヘルス対策セミナー開催

【セミナーのご案内】

日時 6月8日(火) 15:00~17:00

内容 「企業の視点」から見たメンタルヘルス対策についてご案内いたします。

メンタルヘルス不調者への対応方法

リスク回避のための休職規程の作成方法

従来型のメンタルヘルス対策と新しいタイプのメンタルヘルス対策

弊所HPにて詳細をご案内しています。ご覧ください！

(<http://sr-aozora.biz/contents/file/100608.pdf>)

